

NPO法人・任意団体のための

# インボイス制度 セミナー

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5(2023)年10月1日から「インボイス制度」が導入されます。NPO法人等の非営利団体においても、インボイス制度への対応が必要な場合があります。専門家である税理士が、制度の概略や実務において免税事業者が留意すべきポイントを分かりやすくご説明します。

# 11/21

13:30

15:30

月

ながおか市民協働センター  
協働ルームにて開催

参加費  
無料

前半

- ・基礎知識  
(消費税の仕組みや免税事業者の要件など)
- ・インボイス制度とはそもそも何か
- ・なぜインボイス制度が必要なのか
- ・あわせて知りたい電子帳簿保存法について

後半

- ・タイムリミット(令和5年10月1日)から見たインボイス対応の総点検
- ・質疑応答



講師  
和田智美税理士事務所  
和田 智美 税理士

## お申し込み方法



メール

contact@

nagaokakyodo.net

件名に「インボイス講座申込」と明記してください。



Fax

0258-39-2900

右の記入欄に必要事項を記入後送信してください



電話

0258-39-2020

平日 9:00-18:00



お申し込みフォーム

※お申し込みの際に頂いた個人情報は、お申込後の問合せや連絡のみに使用させていただきます。

氏名	フリガナ
所属(任意)	
メールアドレス	
電話番号 当日連絡がつかぬもの	